

令和6年土佐町訓令第10号

土佐町出会い結婚支援事業費補助金交付要綱を定める訓令を公表する。

令和6年3月26日

土佐町長 和田守也

土佐町出会い結婚支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐町補助金交付規則（平成13年4月13日規則第3号）の規定に基づき、土佐町出会い結婚支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、独身者の出会いの機会の充実や拡大を図るため、高知県が実施する出会い結婚支援事業マッチングシステム（以下「マッチングシステム」という。）への登録する者に対して、予算の範囲内において入会登録料の補助を行うものである。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、マッチングシステム入会登録料とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の（1）から（5）に該当する者とする。

- (1) 土佐町の住民基本台帳に登録され居住していること。
- (2) 町税・使用料等に滞納がないこと。
- (3) マッチングシステムに登録をする本人であること。
- (4) 令和6年4月1日以降にマッチングシステムに初めて登録した者
- (5) 令和6年4月1日以降にマッチングシステムに再登録した者（ただし、過去にこの補助金を受けた者は除く。）
- (6) 土佐町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではない者。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象者が支払った入会登録料と同額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、土佐町出会い結婚支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) こうち出会いサポートセンター発行のマッチング会員登録証（申請日時点で有効なもの。）の写し
- (2) 入会登録料の領収書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第6条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、適当と認めるときは土佐町出合い結婚支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」いう。)が、補助金の交付を受けようとするときは、土佐町出合い結婚支援事業費補助金請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反していることが判明したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。